## 審査基準(公表用)

様式第3号

正答如(巴),细 健康短礼未如医致细

			/ 味 健康佃佃平司区伤味
法 令 名	医療法	法令の番号	昭和 23 年法律第 205 号
許認可等の種類	病院等の2箇所管理の許可	根拠条項	第 12 条第 2 項

医療法第12条第2項による兼任管理許可基準

- (1) 無医地区等医療施設が少ない地区に開設する病院等の兼任管理
- (2) 介護老人福祉施設、肢体不自由児施設等の社会福祉施設に開設する診療所の兼任管理
- (3) 工場、事業所等に開設される従業員並びにその家族を対象として開設される病床等の兼任管理
- (4) 休日又は夜間の地域医療体制の整備のため開設される病院等の兼任管理
- 審 | ※ただし、上記の場合でも、
  - (1) それぞれの病院等における診療日及び診療時間が重複しないこと。
  - (2) 病院等相互間の連絡時間、交通事情等々において相互の連絡が容易であること。
  - (3)診療補助者により医師法違反の事態を生ずるおそれがないこと、いずれの病院においても著しく管理の適正を欠き、又地域住民の利用を阻害するおそれがないこと。
  - (4) 新たに診療所を開設する場合は診療科目が少なく、かつ急患又は重患の利用が少ないと見込まれること。 等が条件となる。

準

受付	保健福祉事務所	処理	保健福祉事務所	交付	但独短处事效式	標準処理期間		2 5	日	目次	9
機関		機関	保健催祉事務所	機関	保健福祉事務所		標準経由期間	_	日	NO	